整理番号
 年度
 番号

 03
 15

時 期	令和3年 9月24日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	教育委員会 管理部 学事課
項目	債権管理について (ア) 市立幼稚園保育料及び入園料について
監査結果(意 見等)の内容	市立幼稚園保育料及び入園料は非強制徴収公債権で消滅時効年数は5年です。令和2年度末時点の未収金28万円のうち、令和2年度末時点で時効の完成期日を経過している債権は6件、計24万円で、いずれも令和3年6月1日付けで不納欠損処理を行っています。 この6件の債権に係る台帳を確認したところ、うち1件(滞納額計13万円)は、「連絡記録」への履行状況、対応状況等の記載は令和2年度のみで、滞納当時の平成26年度から令和元年度までの記録が残っていませんでした。また、残りの5件については、平成22年度以降の記録が残っておらず、それぞれ平成18年度から平成26年度までの間に既に時効が成立しています。 債務者との交渉内容が記録されていないと時効に至るまでの債権管理の取組について説明責任を果たすことができず、放置していたのではないかといった疑念を持たれる恐れがあります。また、時効完成後は遅滞なく不納欠損処理を行うべきであったと考えます。 未収金の金額は大きくありませんが、債権管理の取組が不十分であると言わざるを得ません。台帳には、宝塚市債権管理事務規則第3条に定められた、督促状の発送日、履行状況、対応状況等を詳細に記録し、適切な債権管理に取り組んでください。

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等)

令和3年12月28日 措置通知

市立幼稚園保育料及び入園料の債権管理に当たっては、ご指摘を踏まえて台帳を整備し、交渉内容等の記録を行っています。今後も宝塚市債権管理事務規則に則った台帳管理を適切に行い、未収金の回収に取り組んでいきます。

番号 整理番号 0.3 1 6

時 期	令和3年 9月24日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	教育委員会 管理部 学事課
項目	債権管理について (イ) 修学資金給付金返還金について
監査結果(意 見等)の内容	修学資金給付金返還金は私債権で消滅時効年数は10年です。令和2年度末時点で時効の完成期日を経過している債権は9件、計26万円であり、令和2年度末時点の未収金全額となっています。なお、これらの債権について、時効の起算日となっている給付金の資格喪失事由が発生したのは、平成12年度から平成19年度までです。 これらの債権に係る台帳を確認したところ、全ての債権において、平成21年度以降の「奨学金未返還分督促記録」への履行状況、対応状況等の記録が残っていませんでした。併せて令和2年度の滞納額削減に関する取組内容を確認したところ、「私債権であることから債務者調査に限界があり、市外転出者等の居所の特定に苦慮しているため、不納欠損処理を検討している。」旨の説明を受けました。債務者との交渉内容が記録されていないと時効に至るまでの債権管理の取組について説明責任を果たすことができず、放置していたのではないかといった疑念を持たれる恐れがあります。また、時効の援用を要する私債権であっても、宝塚市債権管理条例第7条において、100万円以下の債権について、消滅時効が完成したときは、市の債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができるとされています。未収金の金額は大きくありませんが、債権管理の取組が不十分であると言わざるを得ません。宝塚市債権管理条例に基づく適切な処理を行ってください。

令和3年12月28日 措置通知

は方針の内 容 (時期・ 内容等)

時効の完成期日を経過している9件のうち1件(5万円)については、住所確認が 措置結果又 できたため、令和3年10月29日付け宝教委学事第610号で返還を請求しましたが、 本人から消滅時効の援用があったことから、令和3年11月1日付けで不納欠損処 理を行いました。残る8件(計21万2千円)については、債務者の居所が不明であ ること、また、消滅時効年数を経過していることから、令和3年11月1日付けで 債権管理条例に基づく債権の放棄及び不納欠損処理を行いました。

今後は適切に債権管理に取り組んでいきます。

 整理番号
 年度
 番号

 03
 17

時 期	令和3年 9月24日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	議会事務局 議事調査課
項目	市議会会議録のホームページ掲載について
	本市では、市議会本会議及び委員会等の会議録は、市ホームページで公開しています。令和2年の本会議会議録のホームページでの公開時期について確認したところ、次表のとおりでした。

本会議 会期 ホームページ掲載日 第1回定例会 令和2年2月14日~3月27日 令和2年10月5日 第2回臨時会 令和2年5月11日 第3回定例会 令和2年5月25日~6月29日 第4回臨時会 令和2年7月13日~7月14日 第5回定例会 令和2年9月1日~10月6日 令和3年3月31日

第6回定例会 令和2年11月16日~12月21日 令和3年6月17日

公開時期について、近隣市の状況をホームページで確認したところ、他市と比較 しても遅い状況でありました。

監査結果(意 見等)の内容

会議録の公開までに、本会議では8箇月以上を要する事例や委員会についても会議によっては約6箇月後となるなど、公開までに長い期間を要することについては、「本会議録は、正確性を求められており、校正作業等は印刷前の校正を含め、原則計3回、複数の職員で慎重に行っている。また、委員会の会議録は、実質的な議案審査が行われる常任委員会及び特別委員会が主なものであり、出席者も多く、発言内容も専門用語や略語など、間違って反訳しやすい言葉が含まれている。音源も発言位置によっては、クリアに録音できなかったり、外部の雑音を拾ったりするため、校正作業等は、本会議以上に時間を要する。」旨の説明を受けました。また、「他市と比較して、本市は会期日程が長いことや会期中に作成しなければならないとされている委員会報告書の内容を充実させており、会議録校正作業等に携わる時間を十分に確保することが難しい状況である。」旨の説明を受けました。

会議の開催回数や運営方法については、各市の事情が異なることは理解できますし、会議録の正確性を高めるための丁寧な校正作業は当然必要なことです。しかしながら、会議録をできる限り早期に公開することは、宝塚市議会基本条例における議会の活動原則である「市民に開かれた議会をめざし、情報公開及び市民参加の促進に努めること。」にも寄与する重要な業務であると考えますので、現状より早期に公開できるよう他市の取組を研究するなど工夫して取り組んでください。

令和3年12月28日 措置通知

会議録の作成については、議事調査課(課長1人、係長2人、書記4人の7人体制)が担当していますが、音声データを文字データにする"反訳業務"及び最終的な会議録の作成は、「会議・録音データ反訳等・業務委託」として、専門の事業者に委託しています。

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等)

しかしながら、議会の会議運営等を優先しなければならないことなどから、当該業務委託の工程における、反訳原稿の校正作業のための時間確保が難しい状況となっており、結果として、会議録の作成にかなりの時間を要しています。

このため、今後は、校正作業のあり方も含め、期限を定めて、校正作業を計画的に進めることができるよう、議事調査課全体の業務のスケジュール及び校正作業の進捗状況を可視化して、各職員の業務を平準化し、校正に専念できる作業環境の改善に取り組みたいと考えています。

あわせて、正確でスピーディーな反訳の前提となる音声データの精度を高めるため、音響設備の環境改善に向けた検討を進めたいと考えています。

 整理番号
 年度
 番号

 03
 18

	03 18
時 期	令和3年 9月24日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	企画経営部 政策推進課
項目	ふるさと納税に係る取組状況について (ア) ふるさと納税
監査結果(意 見等)の内容	- 「屋の屋が日の両板におれば相位がの事態」が、その郷がもすした。

令和3年12月28日 措置通知

他市町の取組事例として、寄附額1億円を超える自治体の多くは、ポータルサイトを2つ以上保有していること、また寄附者が利用するポータルサイトの固定化が見受けられること等を踏まえ、令和3年10月から新たなポータルサイトの企画・運営会社である「(株) さとふる」と契約を締結し、新たな寄附者の獲得に向けた取組を実施しました。

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等)

本市の強みを生かした戦略として、寄附額の約70%を占める宝塚歌劇のコンテンツを活用し、宝塚歌劇返礼品への寄附のため本市ポータルサイトを訪れた寄附者に対して、更なる寄附額増につながる取組として、宝塚歌劇に関連した返礼品のラインナップの充実を図りました。また、多くの観光客が訪れる中山寺へ新たにカタログやチラシを設置することで、市外の方へ本市ふるさと納税のPRを実施しました。

魅力ある事業への寄附金の活用やPRについては、寄附金の活用を特定事業に限定した「クラウドファンディング型ふるさと納税」を実施し、返礼品充実のほか、 寄附目的を新たに創出することを通じて寄附の獲得に取り組んでいる等の先進自 治体の取組事例や効果を参考に、本市での導入も検討していきます。

今後も本市の強みを活かした取組や新たなPR手段の活用等を通じて、ふるさと 納税の寄附獲得に向けて取り組んでいきます。

 整理番号
 年度
 番号

 03
 19

時 期	令和3年 9月24日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	企画経営部 政策推進課
項目	ふるさと納税に係る取組状況について (イ)企業版ふるさと納税
監査結果(意 見等)の内容	企業版ふるさと納税は、地方公共団体が地域再生計画を策定し、国の認定を受けた地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から寄附額の最大90%の税額控除を受けられる仕組みです。本市では、令和2年度から企業版ふるさと納税制度を活用した寄附の受入れを開始していますが、初年度の受入実績はありませんでした。所管課からは、今後の取組として「企業とつながりのある担当課とともに企業に対して積極的な営業活動を行う。」旨の説明を受けましたが、本市の地域再生計画の内容を見ると、一般的な事業内容となっており本市独自の特色が盛り込まれたものではないと考えます。企業版ふるさと納税については、まだ制度の認知度が低く企業に対する営業活動も必要であると考えますが、企業に訴求できる魅力的な事業を創出することも含めて本市を寄附先として選んでもらえるよう取り組んでください。

令和3年12月28日 措置通知

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等) 企業版ふるさと納税の制度の認知度が低い中では企業の理解、賛同も得られにくいため、まずは担当課と連携しながら普段から業務上接点のある企業に対して積極的な営業活動を行っていきます。また、限られた企業のみならず全国の企業に訴求できるような魅力的な事業を検討のうえ、内閣府が作成する企業版ふるさと納税ポータルサイト等でPRしていきます。

整理番号	年度	番号
正王田刀	0 3	2 0

時 期	令和3年 9月24日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	企画経営部 政策推進課
項目	新庁舎・ひろば整備事業について

本市では、市役所に隣接していたNTN(株)宝塚製作所跡地約9haのうち約4haを取得し、「いこい・つどい・ささえあう 市民のひろば」をコンセプトに、市民交流の場の創出と新庁舎の建設など行政サービス機能の強化を図るために整備を進めています。

事業の進捗状況及び供用までのスケジュールについて、当初計画から遅れが生じているところですが、所管課に確認したところ、「新庁舎建設工事は、現在入札手続を実施しており、令和3年9月議会にて議決を得られれば、本契約を締結し、上下水道局庁舎解体工事が完了した後、新庁舎建設工事に着手し、令和4年12月に竣工、令和4年度中に供用開始する予定としている。」また、「河川側ひろばの造成・植栽工事は、令和3年度中に完了、令和4年4月から供用開始する予定である。新庁舎建設工事完了後、新庁舎外構工事、中庭ひろば工事に着手し、令和5年度中に完了の予定としている。」旨の説明を受けました(次表参照)。



監査結果(意 見等)の内容

	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
ひろば	①ひろば造成・植栽工事	④新庁 會	・外構工事 ⑤中庭ひろば工事 ●		
新庁舎	②上下水道局解体工事 ●	③新庁舎建設工事 ●			

ひろば供用開始後の所管部署については、「現時点で決定していないが、協議を進めている。」旨の説明を受けましたが、令和4年4月には、ひろばの一部を供用開始する予定としていることからすると、整備後のひろばの管理運営について具体化していく時期に来ています。基本構想の策定など当初から本事業に関わってきたこれまでの経緯からも、所管課は、ひろば整備のコンセプトの実現に向けた具体的な利用形態を示した上で、供用開始後の所管部署を早期に決定するとともに管理手法等について万全の引継ぎが行えるよう取り組んでください。

措置結果又 は方針の内 容(時期・

内容等)

令和3年12月28日 措置通知

ご指摘のとおり、ひろばの所管部署については早急に決定していく必要があると 考えています。令和5年度以降の指定管理者による管理も視野に、関係部署と調整 をしながら最も有利でかつ有効な管理手法について関係部署と検討していきます。

 整理番号
 年度
 番号

 03
 21

時 期	令和3年 9月24日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	総務部 給与労務課
項目	正規職員に係る時間外勤務の状況等について

長時間労働の是正等を目的とした働き方改革関連法の施行に伴い、労働基準法の一部が改正され、平成31年4月から時間外勤務の上限時間が設定されることとなったことを踏まえ、本市においても、国等の取扱いに準じて「職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」(以下「規則」という。)を改正し、時間外勤務の上限時間を1箇月45時間以内、1年(4月から翌年3月まで)360時間以内としています(地方公営企業職員等については労働基準法が適用されます)。

令和2年度の正規職員に係る上限時間(1箇月45時間以内)の月別の超過状況を前年度と比較したところ、次表のとおりでした。

												(単位	江:人)
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	87	41	41	35	21	23	49	25	27	16	23	49	437
2	47	29	49	26	12	15	28	12	17	16	20	48	319

また、1年(4月から翌年3月まで)360時間を超過する正規職員の人数は、52人(前年度73人)でした。

時間外勤務の上限超過人数を前年度比較すると、一定減少しているものの、それでもなお、1箇月45時間の上限を超過する職員は延べ319人、1年360時間の上限を超過する職員は52人見受けられることから、時間外勤務の縮減を図る取組は十分とは言えない状況にあります。令和2年度における取組について所管課に確認したところ、「前年度の時間外勤務について要因整理等を行い、改めて時間外勤務の縮減に向けた対策と併せて各部局長に上限時間の遵守について周知した。また、時間外勤務が上限時間を超えた職員の所属長に対して個別にヒアリングを行い、職員の健康保持のために上限時間を遵守するよう改めて周知した。これらの取組の効果として、時間外勤務の縮減に対する職員の意識の向上に寄与したものと考えている。」旨の説明を受けました。

監査結果(意 見等)の内容

しかしながら、令和2年度には規則第7条の5第1項第2号に規定する「他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として任命権者が指定するもの」の指定は行われていませんでした。仮に指定をしていたとしても、他律的業務の比重が高い部署の上限時間である、1箇月100時間以上となる職員は延べ18人、2~6箇月平均80時間を超える職員は22人、年720時間を超える職員は2人、1箇月45時間を超える月数が年7回以上となる職員は7人いました。これらの時間外勤務の状況は、職員の健康保持の観点から容認できるものではなく、規則の定める上限時間を超過する状態となっており、早急に解決策が講じられるべきものです。また、市の歳出削減のためにも時間外勤務はコストであるとの認識を持って効率的に業務にあたることが重要です。時間外勤務を行う個々の職員の勤務状況の把握に努め、時間外勤務の縮減に引き続き取り組んでください。

年次休暇が10日以上付与(繰越分除く)される職員については、平成31年4月2日付け総務部長通知「年次休暇の取得義務について」において年次休暇の取得義務日数を年間で5日と設定していますが、この状況についても確認したところ、年次休暇の取得日数が5日未満であった正規職員は38人であり、その過半数を管理職員が占めていました。前年度47人から一定減少しているものの、各所属内において全職員が5日以上取得するべきであるとの意識を醸成できるよう取り組んでください。

令和3年12月28日 措置通知

令和2年度の時間外勤務の上限超過者について、令和3年8月30日付けで各部局へ照会し、令和3年11月26日付けで上限超過に係る要因の整理、分析及び検証を行いました。

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等) 今後の対策としては、各所属において業務の平準化、業務の効率化、時間外勤務 に対する意識改革及び職員の能力向上に取り組んでいただくよう各部局に対して 通知するとともに、総務部においても引き続き適正な人員配置に努めます。

また、令和4年度以降は庶務事務システムの更新に伴い、所属長が所属内の職員の時間外勤務の時間数をリアルタイムで確認できるようにし、時間数が多い職員の業務平準化を図るなど、常に時間外勤務に対する意識を持つことができる環境を整備する予定としています。

なお、令和3年度から財政課、市民税課及び選挙管理委員会事務局を他律的業務 の比重が高い部署として指定しました。

 整理番号
 年度
 番号

 03
 22

時 期	令和3年 9月24日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	企画経営部 財政課
項目	市立病院への繰出金について
監査結果(意 見等)の内容	新型コロナウイルス感染症の影響による患者減少等に起因する減収分を補填するため、市では3回の補正予算を行い、それぞれ、令和2年8月に2億円、同年12月に1億7,000万円、令和3年3月に2億円の3回に分けて計5億7,000万円の市立病院への補助金を支出しています。しかし、3回目の補助金の算出において、令和2年度経常損益見込額の算出方法として、令和3年1月から3月までの医業収益における入院収益の見込額を、12月までの平均入院単価58,014円を用いて算出していましたが、実際にはこれを大きく上回る64,317円であったことから医業収益が大幅に増加しました。また、令和3年1月から3月までの期間における国県補助金4億5,048万円の受入れがあったことなどにより、病院事業会計の令和2年度決算における経常損失額は、令和元年度の4億4,622万円に対し4億48万円となり、4,573万円改善していました。この補助金は、令和2年度経常損益額と令和元年度経常損益額との差額を補填するための経営支援を目的としたものであることを考えると、令和3年3月時点において必要最小限の補助金とすることが可能であり、資金不足対策等への支援を考慮したとしても、3回目の2億円の支援は必要がなかったのではないかと考えます。これらの結果として、令和2年度病院事業会計で1億6,006万円の当年度純利益を計上していることとには疑問を感じざるを得ません。また、市からの補助金には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「国臨時交付金」という。)が充当されており、これを活用すれば、他の新型コロナウイルス感染症に対応する事業が実施可能であったことを考えると、国臨時交付金の活用方法についても疑問が残ります。市立病院の経営は厳しい状態が続いていますが、その支援については過大なものとならないよう慎重に行ってください。

令和3年12月28日 措置通知

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等) 令和2年度病院事業会計補助金については、帰国者・接触者外来の設置や医療従 事者への防疫手当の支払い、患者数の減に伴う減収などの影響が見られたため、新 型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市立病院への経営支援 を行うため、基準外の繰り出しを実施しました。

市立病院への経営支援のための補助金(3回目)については、予算要求時における経常損益見込額により補助金額を積算し、令和3年3月時点においても令和2年度経常損益が明らかではなかったことから支援は必要なものであったと考えていますが、今後も、補助金額が妥当なものであるか精査するとともに、市立病院に対する支援の必要性やその内容について過大なものとならないよう引き続き努めていきます。

番号 整理番号 0 3 2 3

時 期	令和3年 9月24日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	都市安全部 道路管理課
	環境部 生活環境課
	管理課
項目	宝塚駅周辺におけるソリオ宝塚都市開発(株)への清掃等業務委託について
	本市では、宝塚駅周辺における宝塚駅前公衆便所清掃等業務、指定喫煙所清掃管
	理業務及び市道3420号線外公共施設維持管理業務について、いずれの業務もソ
	リオ宝塚都市開発(株)に特名随意契約により委託しています。
	特名随意契約の理由について各委託契約によって若干の違いはあるものの、「宝」
	塚駅前のソリオ宝塚と連なった箇所の保守管理・清掃業務であること。個々の諸施
	設を効率的で利用者の利便性を損ねることなく、一体的かつ安全に保守管理や清掃
	等の業務を総括して実施できること。」をもって契約を締結しています。
	各委託業務の内容としては、宝塚駅前公衆便所清掃等業務については宝塚駅前公
	衆便所の清掃業務及び施錠、開錠、緊急通報装置の保安監視など維持管理業務、指
	定喫煙所清掃管理業務については指定喫煙所の清掃業務、市道3420号線外公共
	施設維持管理業務については市道3420号線施設、宝塚ゆめ広場、花舞台等の清
監査結果(意	掃業務及びエレベーター・エスカレーターの運転・監視業務等となっていますが、
見等)の内容	これらのいずれの業務についても実態としてソリオ宝塚都市開発(株)から下請業
70 (1) (2) 13-0	者に再委託している状況にあります。
	宝塚駅前公衆便所清掃等業務委託における公衆便所の緊急通報装置の保安監視
	など維持管理業務や市道3420号線外公共施設維持管理業務委託におけるエレ
	ベーター等昇降施設の保安監視業務については、ソリオ宝塚都市開発(株)が管理
	業務を行うソリオ宝塚内に設置された保安監視室と一体となって行っていること
	から、ソリオ宝塚都市開発(株)と特名随意契約を締結することは、やむを得ない
	面があると理解できます。
	しかしながら、清掃業務については、ソリオ宝塚都市開発(株)と特名随意契約
	を締結する明確な理由には当たらないと考えます。競争性を持った入札方法に変更
	することにより、実際に清掃業務を担う業者に直接発注する方が現状の契約方法と
	比較して経済的かつ効率的であるかどうかを十分に見極めながら、適正な契約とな
	るよう契約方法の見直しを検討してください。

令和3年12月28日 措置通知

は方針の内 容 (時期・ 内容等)

現在の長期継続契約が令和3年度末で終了することから、令和4年度の発注か 措置結果又一ら、保安監視業務についてはこれまでどおり特名随意契約での発注とし、駅前広場 等の清掃業務については制限付き一般競争入札への変更を検討します。

(道路管理課)

令和4年度の宝塚駅前公衆便所清掃等業務・指定喫煙所清掃管理業務について は、経済性等を比較検討し、適正な契約方法を検討します。

(管理課・生活環境課)

 整理番号
 年度
 番号

 03
 24

時 期	令和3年 9月24日 報告			
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他			
担当課	健康福祉部 健康推進課			
項目	産後ケア事業について			

産後ケア事業は、産後の心身の不調又は育児不安等があり育児支援を特に必要とする産婦及びその乳児を対象に、助産師等が医療機関等の施設(通所型)や対象者の居宅(訪問型)において、産婦の健康管理と出産後の生活に関する相談、乳房のケアや授乳方法の相談、乳児の沐浴やスキンケアなどの育児技術の提供、育児相談を実施することにより、産婦の身体的回復等と心理的な安定を図ることを目的としています。

本事業は令和2年10月から開始し、市内3つの実施機関に委託しています。令和2年度の各実施機関の利用状況について確認したところ、次表のとおりでした。

(単位:人)

		訪問型		通所型	∄ I.
	実施機関A	実施機関B	実施機関C	実施機関C	計
利用者数	1	22	100	0	123

監査結果(意 見等)の内容 実施機関によって、利用件数に大きな差があることについて所管課に確認したところ、「最も少ない実施機関Aは令和2年度の利用時間が週1回午前中だけであり、利用者の希望する日と合わず他の実施機関を利用した人が多かった。令和3年度は利用日時を拡充している。」旨の説明を受けました。また、通所型の利用がなかったことについては、「令和2年度は産後4箇月未満の産婦及びその乳児が対象だったが、コロナ禍の影響もあり実施機関へ通所するのを利用者が避ける傾向にあった。」旨の説明を受けました。

さらに、現時点での令和3年度の利用状況を確認したところ、通所型については 利用者が新たに出てきているものの、訪問型については令和2年度と同じく実施機 関によって利用者数に大きな差がある状況に変わりはありませんでした。

一方で、妊娠、出産・子育ての悩みや産前・産後の心身の不調に対して、助産師などの専門職や子育て経験者が相談支援を行い、家庭や地域での孤立感の解消を図ることを目的とした産前・産後サポート事業では、平成28年10月に開始してから年々利用者数が増加していることは評価できますが、妊娠中から産前・産後サポート事業により相談支援を利用し、出産後は産後ケア事業を利用した後、産前・産後サポート事業を引き続き利用するなど心身のケアや相談支援のサービスを切れ目なく受けられるよう両事業の連携を十分に図ることも必要であると考えます。

産後ケア事業はまだ開始したばかりですが、今後は各実施機関において利用者の立場に立ったより良いサービスの提供や取組の周知に最大限努めていただくとともに、所管課においても産前・産後に係る支援の取組について積極的に周知するよう取り組んでください。

令和3年12月28日 措置通知

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等) 産後ケア事業については、徐々に市民への周知が進み、妊娠中からのお問い合わせも増えてきています。妊娠中から産前・産後サポート事業を利用されている方が、出産後に産後ケア事業を利用し、その後引き続き産前・産後サポート事業や他の子育て支援事業の利用につながることが見受けられます。今後も妊娠・出産包括支援連絡会議等を活用した情報共有や研修を行い、事業間の連携について実施機関へ働きかけ、妊娠届出時のアンケートや妊婦相談による要支援妊婦等の早期把握と適切な支援を実施し、必要な方が産後ケア事業を利用できるよう積極的に周知を行っていきます。

また、市民ニーズに合わせた新たなサービスとして、産婦と子どもが助産師等の 専門職のいる実施施設で長時間過ごし、適切なケアを受けながら休養でき、育児指 導を受けられる産後ケア事業の宿泊型の実施なども検討していきます。

 整理番号
 年度
 番号

 03
 25

時 期	令和3年度年 9月24日 報告				
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他				
担当課	産業文化部 農政課				
項目	有害鳥獣防除対策事業委託について				

有害鳥獣による農作物への被害及び生活環境被害の減少を図るため、ワナの設置、見回り及び捕獲・処分を特名随意契約により兵庫県猟友会宝塚支部に委託しています。

令和元年度までは、捕獲専従者、補助員、受付者の勤務日数、緊急出動に要する時間、保険費用、諸経費を基に年間委託金額を積算しており、令和元年度の委託料は1,060万円でした。

令和2年度からは、国が提示した「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準」(以下「国の基準」という。)を基に積算した単価契約方式に改められており、年間支払限度額(以下「限度額」という。)を1,090万円に設定しています。

令和2年度の契約の状況及び活動実績は次表のとおりでした。

項目	契約仕様書 予定数量 (A)	実績数量 (B)	契約単価(円) (C)	実績金額(円) (D)=(B)×(C)		
くくりワナ	設置	120	124	2, 268	281, 232	
くくりワナ	撤去	120	60	1, 120	67, 200	
中型囲い	設置	10	0	1, 260	0	
中型囲い	撤去	10	0	644	0	
小型ワナ	設置	10	23	2, 324	53, 452	
小型ワナ	撤去	10	2	1, 120	2, 240	
個体処理 (シカ・イノシシ)	埋設	60	155	12, 572	1, 948, 660	
個体処理 (シカ・イノシシ)	施設	60	100	5, 124	512, 400	
個体処理(アライグマ等小動物))	250	420	3, 696	1, 552, 320	
見回り		240	219	28, 000	6, 132, 000	
合計(税抜き・金額改め)【活動実績】		890	1, 103	_	10, 549, 100	*
合計(税込み・金額改め)【活動実績】		890	1, 103	_	11, 604, 010	
合計(税込み・金額改め)【限	度額】	890	1, 103	_	10, 900, 000	

監査結果 (意見等) の内容

実績金額(D)の合計(※)は毎月の支払実績額(100円単位)に改められています。

単価の積算はおおむね国の基準を基に行われていました。また、活動実績の確認についても適正に行われており、活動実績に応じた支出という点においては、令和元年度までの契約方式から改善が図られていました。

なお、当該契約の仕様書では、作業項目ごとの年間予定数量(表(A))を示すとともに、支払方法として限度額1,090万円を設定していますが、各作業項目において契約仕様書予定数量(表(A))と実績数量(表(B))とにそれぞれ差が生じている結果として、令和2年度は、実績額が限度額を70万円超過したため、限度額である1,090万円の支出となっていました。

結果として令和2年度は実績額と限度額との乖離幅はそれほど大きくなかったものの、単価契約方式でありながら活動実績に応じた金額が支払われていない点については契約上改善すべき点があると考えます。

個体処理など活動予測が困難な項目もあることから、活動実績に応じた金額の支出が難しいことは理解できますが、今後さらに実績額と限度額の乖離が大きくなることも十分考えられることから、契約内容について更なる見直しを図り、適正な支出ができるよう検討を進めてください。

令和3年12月28日 措置通知

捕獲実績数に応じた委託金の支払いができるよう、直近の捕獲実績数やワナの 設置実績に基づいた、より正確な設計ができるよう努めます。また、野生鳥獣に よる農作物被害があり、一定以上の被害防止効果が期待できる箇所については、 鳥獣被害防止総合対策交付金事業(国庫補助事業)や、農作物被害防止事業(市補 助事業)における侵入防止柵の設置を推進し、有害鳥獣防除対策事業委託の実績 額の抑制に繋げます。

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等)

なお、令和2年度上半期に比べ、令和3年度上半期における有害鳥獣の捕獲頭数は、以下のとおり、減少しており、執行額が昨年度より376,860円減少しています。

【令和2年度上半期】

(執行額) 7,433,140円

(イノシシ) 124 頭、(シカ) 42 頭、(アライグマ等小動物) 275 頭

【令和3年度上半期】

(執行額) 7,056,280円

(イノシシ) 53 頭、(シカ) 26 頭、(アライグマ等小動物) 187 頭

 整理番号
 年度
 番号

 03
 26

時 期	令和3年 9月24日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	産業文化部 農政課
項目	園芸の魅力発信事業委託について
監査結果(意 見等)の内容	本市では、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下で、いわゆる「ステイホーム」の時間が増える中、従来の園芸振興事業とは異なる新たな園芸振興の取組として、園芸の魅力発信事業を宝塚市花き園芸協会に事業委託して実施しています。事業内容としては、自宅で楽しめる園芸の魅力を新たな層に発信し、園芸産業の振興を図ることを目的に、初心者でも扱いやすい園芸体験パックを設け、希望する市民1,000人に配布するとともに、その作り方を紹介する動画を制作し、動画投稿サイトYouTubeで配信を行っています。このほかInstagramでも園芸体験パック作品の写真投稿コンテストを開催するなど各種プロモーション活動を実施しています。園芸体験パックの引取期間である1月から3月までの園芸振興センターにおける植物販売部門の売上げが、前年度比1.69倍になったとの報告を受けており、これらの取組が一定の経済効果に寄与したと考えられ、コロナ禍における本市の特色を生かした取組として高く評価できます。今後の取組として、令和3年度もコロナ禍が収束していないこと、令和2年度の応募件数が多数あったことなどから、所管課からは「当選枠を1,300人に拡大しての園芸体験パックの配布、SNSを活用した周知活動やオンラインによる園芸相談の開催、紙媒体による園芸情報の発信などに取り組む予定である。」旨の説明を受けています。令和2年度の事業実績を踏まえて、より多くの市民に園芸の魅力について広く発信できる事業となるよう取組を進めてください。

令和3年12月28日 措置通知

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等) 令和3年度は当選枠を1,300人に拡大、園芸体験パックを4コース(多肉植物、ミニバラの鉢植え、寄せ植え(ハンギング)、クリスマスリース)とし、10月1日から同月31日までを応募期間としました。1,300人の当選枠に対し、4,852人からの応募があったため、抽選を行い、12月1日よりコース毎に園芸振興センター(あいあいパーク)にて受取を開始しています。

また、Instagram を中心に SNS 発信をしており、宝塚おうち園芸に関する情報を随時更新しています。

さらに、SNS を利用されない方や、宝塚の園芸を知らない方に向けた写真を多用した紙媒体の広報物を制作しており、令和3年度中に3回の発行を予定しています。 紙面には宝塚おうち園芸をはじめ、市内事業者へのインタビューや植物の栽培方法などを盛り込んでいます。引き続き、市民の方に園芸の魅力を発信し、知っていただく機会を創出できるよう取り組んでいきます。

 整理番号
 年度
 番号

 03
 27

	0 0 2 1
時 期	令和3年 9月24日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	産業文化部 観光企画課
項目	観光宣伝事業補助金(アートによる観光まちづくり事業)について
監査結果(意 見等)の内容	本市では、"アート"を通して点在する地域の魅力や文化を再発見し、実は身近にある喜びや楽しみを改めて感じていただくことを目的に、アートによる観光まちづくり事業「Takarazuka Relational Art Days」(通称: TRAD「トラッド」)を宝塚市国際観光協会との共催事業として実施し、補助金911万円を支出しています。コロナ禍でのイベント実施となるため、三密(密集、密接、密閉)を避けるために開催期間を5箇月に伸長し、感染症対策を徹底した上で、ダンス・音楽・映像を組み合わせたライブパフォーマンスやアート作品の展示、子ども向けのワークショップなどを実施するとともに、遠隔地からの誘客は困難な状況にあっても、本事業を広く認知していただくとともに、自宅でも気軽にアートに親しんでいただけるよう、TRAD特設サイトと公式 YouTube チャンネルを開設し、各種催しをライブやアーカイブで配信を行っています。令和2年度はコロナ禍での事業実施となったことから、動画視聴者を含めた参加人数9,933人についてはコロナ前に計画していた参加人数50,000人には及びませんでしたが、コロナ前のように短期間に大勢の人々に来場してもらうような大規模イベントが実施できず、その多くが中止を余儀なくされる現状を踏まえると、限られた条件のもとで、一人でも多くの人に参加してもらえるようイベント内容や実施方法に工夫を凝らした取組を行ったことについては評価できます。今後は、令和2年度に取り組んだ経験を踏まえて感染症対策を行いながらより多くの参加が得られるよう工夫を凝らし、本市の魅力や文化を広く発信できるよう、更なる取組を進めてください。

令和3年12月28日 措置通知

令和3年度もコロナ禍での事業実施となったことから、前年度同様、開催期間を 伸長し、感染防止対策を徹底しながら各種イベントを実施しています。

取組内容にも創意工夫を施し、"文化芸術のまち宝塚"ならではの付加価値の高い「芸術鑑賞・体験付き宿泊プラン」のリリースに向けた実証実験として、市内ホテルに作品を展示するアーティストを募集する企画や、本市ゆかりの書道家と、市内の幼稚園・小学校及び介護施設の方々とが書道を通して一つの横断幕作品を作り上げる企画にもチャレンジしています。

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等) また、前年度から引き続き実施している各種イベントについても、前年度には無かった要素を付加することで、より魅力ある企画となるよう努めています。例えば、複数の写真を組み合わせて一つのアート作品を作り上げる「たからづかモザイクアート2021」では、宝塚ゆかりの著名人とのコラボレーション企画を新たに実施しているほか、コロナ禍ならではの非接触型デジタルスタンプラリーでは、1箇月おきに開催エリアを変更し、各エリアの店舗等をスタンプポイントに設定することで、参加者の周遊性の向上や、前年度以上の域内消費を促す仕様としています。さらに、花のみち周辺街路灯へのアートフラッグの掲示にあたっては、新たに大阪芸術大学短期大学部との官学連携を実現させ、学生たちに宝塚の「里山」「水辺」「花」という3つのテーマから本市の魅力をイメージいただき、フラッグとしてデザイン化していただきました。

令和3年11月末現在、動画視聴者を含むイベント参加人数は15,000人超と前年度を上回る実績を記録しており、今後も前年度の経験を踏まえ、より多くの方に本市の魅力や文化を広く発信できるよう、取組を進めていきます。

 整理番号
 年度
 番号

 03
 28

時 期	令和3年 9月24日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	教育委員会 管理部 学事課
項目	就学援助費の支給について
監査結果(意 見等)の内容	本市では、経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品・通学用品費等の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的として就学援助費を支給しています。また、この支給方法について、保護者から委任を受けた学校長からの請求に基づき、就学援助費を原則として学校長名義の口座に振り込むこととしています。(ただし、学用品費・通学用品費及び新入学学用品費については、学校長の指定により、保護者名義の口座に振り込むことができます。) 就学援助費を原則として学校長名義の口座に振り込むこととしている理由について確認したところ、「学校によって教材費や校外活動費等の支払を学校徴収金から行っている場合があり、市から就学援助費の支払があった際に精算するため、振込先を学校長名義の口座としている。」旨の説明を受けました。就学援助費の請求は各学校長から随時行われているとのことですが、学校長の請求が行事等の実施後となった場合、一時的ではありますが学校園徴収金の管理口座から立替払をしていることになります。「宝塚市立学校園徴収金取扱要綱」で会計間の経費流用が認められていないことも踏まえながら、所管課においては、就学援助費に係る各学校長からの請求は行事等の実施前に必ず求めるなど、学校園徴収金口座からの立替払が発生しない仕組みを構築し、適正な学校園徴収金の管理に努めてください。

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等)

令和3年12月28日 措置通知

現状においては、学校によって教材費や校外活動費等の取扱いが異なり、その取扱いをすぐに変更することは難しいですが、各学校の状況等を把握しながら、「宝塚市立学校園徴収金取扱要綱」に基づく学校園徴収金の取扱いについて検討し、適正な管理に努めます。

 整理番号
 年度
 番号

 03
 29

時 期	令和3年 9月24日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	教育委員会 管理部 学校給食課
項目	給食事業に係る施設修繕について

給食事業において、一括発注が可能であったのではないかと考えられる事例があったことは、令和元年度決算審査「給食室等の修繕について」のみならず、平成27年度定期監査「給食用備品の発注について」においても意見しているところです。今回、令和2年度における施設修繕の発注状況を確認したところ、次表のとおりこれまでと同様の事例が見受けられました。

No.		契約日	契約業者	契約名	支払額 (円)
			A社	西山小学校 給食用昇降機巻上機等修繕	625, 350
1	2	令和2年4月1日	A社	西山小学校 給食用昇降機制御盤等修繕	1, 148, 400
	1	令和2年4月1日	B社	逆瀬台小学校 給食室ガス給湯器修繕	831, 600
2	2	令和2年4月15日	B社	逆瀬台小学校 給食室ガス給湯器配管修繕	1, 081, 300
0	① 令和2年4月13日 B社		B社	西山小学校 給食室シロッコファンダクト撤去・据付工事	985, 600
3	② 令和2年4月23日		B社	西山小学校 給食室シロッコファンダクト工事	629, 200
			C社	良元小学校 調理室空調機修繕	842, 765
4	2	令和3年3月22日	C社	良元小学校 調理室空調機修繕	842, 765

監査結果(意 見等)の内容 これらは全て、所管課による見積合わせをしていますが、①・②でそれぞれ発注を分割しています。このことについて所管課に確認したところ、No.1 及びNo.2 は「休業期間中に修繕を間に合わせるため、修繕内容の性質の違いから分けて発注した。」旨の回答を受けましたが、修繕内容の性質に違いがあるのであれば、①・②のいずれも同じ3者から見積りを徴取していることには違和感があります。また、No.3 は「休業期間中に、シロッコファンの手配を早急に実施するため、内容が明確な撤去・据付を行う一方で、ダクト工事修繕については修繕内容の精査が必要であった。」旨の回答を受けましたが、口頭では「ダクト工事修繕についても、休業期間中に行う必要があった。」と追加説明を受けています。

さらに、No.1からNo.3は①・②で結果的に同一の業者と契約していますが、発注を分割したことで契約業者が異なっていた可能性があります。この場合、施工に際し業者間の調整等が必要となり、早急に修繕を実施することがかえって困難になっていたのではないかと考えます。

No.4については「2台の修繕を検討したが、予算の都合上1台のみの修繕とした。その後残りの1台が故障したため、急遽更新を行った。」旨の説明を受けましたが、果たして、一括発注ができなかったのか疑問が残ります。

本市の契約事務マニュアル(施設修繕編)では、「130万円を超える案件については、契約課で工事として発注すること。」とされていますが、これらの契約について、130万円を超えないよう分割発注を行うことで工事契約を回避しようとする意図があったのではないかと推察されます。また、令和3年4月12日付け総務部長通知「契約事務の適正な執行について」では、「市内業者の受注機会の確保のため、全ての案件において全庁を挙げて分離分割について検討する必要があることを考慮しつつ、事業の効率的な執行なども踏まえ、適度な発注規模の設定に努める。ただし、入札逃れとなるような設定はしない。」とあります。これらのことを踏まえ、所管課においては、発注規模について安易な設定を行わないよう、また、入札逃れと疑念を抱かれることがないよう適正な契約事務の執行に努めてください。

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等)

令和3年12月28日 措置通知

可能な限り早期に修繕の詳細の精査・決定を行い、施設保全に関する技術的支援 を施設マネジメント課に依頼するとともに、契約事務マニュアルに従った適切な契 約を行うよう努めていきます。

 整理番号
 年度
 番号

 03
 30

時 期	令和3年 9月24日 報告				
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他				
担当課 教育委員会 学校教育部 教育研究課					
項目	GIGAスクール構想の実現について				

新型コロナウイルス感染症がまん延する中で、国が「1人1台端末」早期実現に向けて整備の前倒しを支援したこともあり、本市においても、令和2年度中にタブレット端末及びネットワークの整備が完了し、令和3年度から運用に移行しています。このGIGAスクール構想に係る経費について、令和2年度実績額及び今後の見込額を確認したところ、次表のとおりでした。

								(単位 円)
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
財	一般財源	6, 535, 392	200, 714, 000	231, 233, 520	250, 241, 520	250, 241, 520	322, 682, 266	1, 261, 648, 218
源	補助金	238, 706, 000	7, 176, 000					245, 882, 000
内	臨時交付金	176, 161, 749						176, 161, 749
訳	ふるさとまちづくり基金		30, 000, 000					30, 000, 000
	起債	212, 000, 000						212, 000, 000
	全体経費 (合計)	633, 403, 141	237, 890, 000	231, 233, 520	250, 241, 520	250, 241, 520	322, 682, 266	1, 925, 691, 967

※令和3年度以降については現時点での見込み。

監査結果(意 見等)の内容

この表によると、令和3年度以降、毎年度2億円を超える運用経費を一般財源で対応していく見込みとなっています。また、次期タブレット端末の更新予定について確認したところ、「市が次期タブレット端末を整備することになった場合、令和8年度に莫大な経費が必要になる可能性がある。なお、今回の端末は5年間のリース契約としているが、OS(オペレーティング・システム)のサポート期限によっては1年間の再リースをする予定である。」旨の説明を受けました。次期タブレット端末の整備に際し、市が多額の財政負担をすることがないよう国に要望しているとのことですが、令和3年度から発生する運用経費による市の財政への影響は大きく、更新時にこれ以上の財政負担となれば市の財政運営が更に厳しさを増すことが予想されることから、運用経費についても国に要望をしていくよう努めてください。

なお、タブレット端末の運用について、各家庭でのネットワーク環境の整備など オンラインでの実施に当たりいくつかの課題があるとの説明を受けました。コロナ 禍の活用について様々な方法があると考えますが、各家庭や学校間で教育環境に差 が出ないよう留意しながら、タブレット端末が十分に活用できるよう取り組んでく ださい。 措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等)

令和3年12月28日 措置通知

ご指摘いただきました運用経費については、活用できる補助金等は積極的に活用 していきながら、国に対しても要望をしていきます。

また、タブレット端末の利活用についても、「GIGA スクール活用推進計画」を策定し、GIGA スクール構想の推進に努めていきます。

 整理番号
 年度
 番号

 03
 31

時 期	令和3年 9月24日 報告
種類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	市民交流部 国民健康保険課
項目	国民健康保険事業費について
監査結果(意見等)の内容	令和2年度の収支の状況は、歳人が226億4,811万円、歳出が220億5,425万円であり、実質収支額は5億9,386万円の黒字となっています。この黒字額については、「令和3年度12月補正予算で前年度繰越金として歳入予算に計上した上で、概算交付されていた普通交付金の精算に伴う返還金8,365万円を充当する予定である。充当後の5億1,020万円については、宝塚市国民健康保険事業財政調整基金条例第2条の規定(基金として積み立てる額は剰余金の2分の1以上に相当する額により、全額を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てる予定である。」旨の説明を受けました。。また、当該基金については、「令和元年度決算基金保有額11億3,837万円から、令和2年度取崩額5億3,087万円及び令和2年度積立額4億9,066万円を反映し、令和2年度取消額5億3,087万円及び令和2年度積立額4億9,066万円を反映し、で基金残高は減少している。令和3年度当初予算においても7億7,917万円の取崩しを予定しており、基金残高は減少していく見込みである。」旨の説明を受けました。前述のとおり、今和3年度に返還金充当後の前年度繰越金5億1,000万円が退金に積み立てられる予定ではありますが、これからも基金残高の推移を十分に注視していく必要があると考えます。 県支出金のうち保険者努力支援制度に基づく交付金は、厚生労働省が定めた評価指標における実施率、実施状況に対し点数化を行い、その結果に応じて市町村に交付されています。主な指標として、特定健康診査受診率、特定保健指導実施率、保険税(料)収納率向上に関する取組の実施状況、給付の適正化状況等があります。一つの点であり、県下41市町のうち最下位となっています。特に特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率に関する指標は配点130点中10点、保険税(料)収納率の向上を関する指標は配点190点中マイナス30点、後発医薬温の促進の取組及び使用割合に関する指標は配点130点中10点、保険税収納率の向上を目指す。また、健康推進課等庁内各課と連携することとています。 評価実績向上に向けた今後の取組内容として、「滞納者との接触機会の増加等により保険税収納率の向上を目指す。また、健康推進課等庁内各課と連携することでいます。 定額の前上を図り、交付金の獲得に努めてください。」と意見しています。短期的な達成が困難であることは理解できますが、現状の取組内容では十分でないことは明らかです。 令和3年度より、保険税の収納事務が国民健康保険課に移管されています。令和3年度より、保険税の収納事務が国民健康保険課に移管されています。令和3年度より、保険税の収納事務が国民健康保険課に移管されています。令和3年度は収納率では十分でないことは明らかです。

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等)

令和3年12月28日 措置通知

令和3年度より、保険税の収納事務が国民健康保険課に移管され、賦課・収納が一体化したことを生かし、保険税収納率の向上を図り、収入の確保及び評価実績の向上による交付金の獲得に努めます。また、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率については、引き続き関連部署との連携を深め、評価実績の向上に向けて取組を進めていきます。

 整理番号
 年度
 番号

 03
 32

時 期	令和3年 9月24日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	健康福祉部 介護保険課
項目	介護保険事業費について

「第7期宝塚市介護保険事業計画(平成30年度~令和2年度)」(以下「第7期事業計画」という。)の最終年度となる令和2年度の収支状況は、歳入が214億9,694万円、歳出が207億2,751万円であり、歳入歳出差引額は7億6,942万円の黒字となっていますが、このうち5億1,649万円については、国庫等負担金・交付金の精算分として翌年度の返還に充てられます。

保険者である市は、介護保険事業に要する費用の財源に充てるため介護保険給付費準備基金を設けて、介護給付が見込みを下回る場合は剰余金を基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回る場合は前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期介護保険料を見込むに当たって基金を取り崩して活用することとしています。

第7期事業計画期間における基金残高について確認すると、計画期間の初年度である平成30年度当初の残高は10億9,755万円でしたが最終年度の令和2年度末では18億3,965万円と7億4,210万円増加しています。また、計画では計画期間中に8億円を取り崩して介護給付費に充てる予定でしたが、介護給付費が見込みどおり伸びなかったため、取崩しはしなかったとのことでした。基金は保険財政の安定した運営に重要な役割を果たすものですが、保険給付のために収入した保険料が基金の原資となっていることから、必要以上の基金残高を保有することは適切ではないと考えます。

監査結果(意 見等)の内容

また、令和2年度の不用額は26億1,916万円となり、令和元年度の12億6,950万円から13億4,965万円増加しました。その要因として所管課からは「新型コロナウイルス感染症の影響により、どれだけ給付費が伸びるかが見込めなかった。」旨の説明を受けました。

しかしながら、不用額 26 億 1,916 万円は予算の 11.2%を占めており、大きすぎるのではないかと思わざるを得ません。

令和2年度の介護保険事業費会計予算は、第7期事業計画におけるサービス利用 状況、サービス給付費の推計値等に基づいて編成しています。令和元年度において も既に推計値と実績値が乖離し、多額の不用額が発生したことも考慮すれば、令和 2年度予算においては、補正予算等で適切に対応し、不用額を整理することも可能 であったと考えます。

また、介護保険事業費会計は、一般会計からの繰入れが行われています。介護保険事業費会計において多額の不用額が発生したことと連動して、一般会計から介護保険事業費会計への繰出金の不用額が3億5,321万円発生したことからも分かるように、一般会計に対する影響も少なくありません。

第7期事業計画期間中には、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響もあり給付費を正確に推計することが困難な状況であったとはいえ、給付費の算出は被保険者が負担する保険料の決定にも関係しますので、今後はより正確な給付費の算出に努め、適切な事業計画の策定と予算編成に取り組んでください。

令和3年12月28日 措置通知

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等) 3年を1期とする介護保険事業計画策定に際しては、被保険者数や認定者数から必要となる介護サービス量を勘案し、事業量を推計しています。第8期事業計画策定にあたっては、第7期事業計画において推計値と実績値に乖離が生じた原因を検証し、それを踏まえて給付費の推計を行いました。介護サービス量は高齢者個人の事情や、新型コロナウイルス感染拡大のような予期せぬ社会情勢の影響を受けて増減する可能性があるため、慎重に状況を考慮し、年度内の必要額を精査してなお多額の不用額が見込まれる場合は、必要に応じ、年度末において補正予算にて減額することを検討します。